

## ◆食品への使用については、次のとおりとします。

1. 食品は国内製造（西宮市内製造）に限ります。
2. 食品への使用の場合は、申請書に次の書類を添付して下さい。

- ①製造もしくは販売に係る「営業許可書(写し)」  
※営業許可が必要な業種のみ
- ②「製造または販売する店舗等の一覧」(様式自由)

3. 食品のうち、弁当・惣菜類への使用については、食の安全性の観点から申請者が西宮市内に1年以上居住されており(法人の場合は1年以上西宮市に所在実績が必要)、西宮市内で製造され、且つ西宮市内で販売される場合に限り、  
また、上記2. ①②に加えて、業歴・所在がわかる資料（「開業届」、「確定申告書」、「商業登記簿謄本」など）を添付してください。

4. 食品への使用の場合は、「農林物質の規格化および品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」の表示義務を遵守すると共に、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示が必要です。

### 【例】

『弊社は「みやたん」の使用許諾を受けております。許可者のにしのみや観光協会は製造者ではなく、本商品に何らの責任を負うものではありません』

5. 食品への使用の場合は、食品衛生法の表示義務に基づくアレルギー表示が必要です。
6. 製造または販売されている食品により人への危害が発生した場合には、次の通りの措置を執ります。

#### (1) 製造事業者の場合

製造されている食品(協会が使用を許諾した食品だけでなく、製造されている全ての食品を含みます)により、人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、協会が締結した食品に係る使用許諾契約(変更の場合を含む)を直ちに解除します。

#### (2) 販売事業者の場合

協会が使用を許諾した食品により人への危害が発生した場合は、その事実が明らかになった時点で、協会が締結した食品に係る使用許諾契約(変更の場合を含む)を直ちに解除します。

7. 「みやたん煎餅」や「みやたん饅頭」等、食品の冠に「みやたん」を付けて頂く事はにしのみや観光協会が特に認めた場合を除いて、原則できません。
8. みやたんの図形や、みやたんの文字をデザインしたシールを食品に張るという使用方法は認めません(食品以外の商品についても同様です)。
9. その他ご不明な点がございましたら、【参考】Q & Aをご参照いただくか、一般社団法人にしのみや観光協会までお問い合わせください。